川崎市梅毒検査実施要領

（目的）

第１条　この要領は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「特定感染症検査等事業実施要綱」に基づき、本市における特定感染症検査等事業の一環として実施する梅毒検査について、必要な事項を定め、梅毒に関する正しい知識を普及させることにより、当該感染症の発生の予防・蔓延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　梅毒検査を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、ＨＩＶ検査の受検を希望し、かつ本検査の受検を希望する者とする。

（実施主体）

第３条　梅毒検査を実施する者は、区役所地域みまもり支援センター及び健康福祉局保健医療政策部〔感染症対策〕（以下「感染症対策担当」という。）とする。

（検査内容）

第４条　検査は、無料かつ匿名とする。

２　検査は、カルジオリピンを抗原とする検査（ＳＴＳ法）及びＴ．ｐａｌｌｉｄｕｍを抗原とする検査（ＴＰ法）を実施する。

（実施方法）

第５条　検査を受けようとする対象者（以下「受検者」という。）は、ＨＩＶ検査で使用する検査申込書に必要事項を記入する。

２　従事者は受検者の記載内容を確認し、個別問診を行う。その結

果、必要と認められる受検者に対して梅毒検査を実施する。問診時には、梅毒検査の説明をし、梅毒検査実施の同意を得る。

３　従事者は検査申込書の控えに結果書類等の返却日時を記載し、受検者の控えとして交付する。

４　受検者のプライバシーに配慮した対応をする。

５　区役所地域みまもり支援センター及び感染症対策担当は検査申込書を５年間保管する。

（検査者）

第６条　梅毒検査の検査業務等を実施する者は、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）又は本市と契約を締結している事業者とする。

（結果告知）

第７条　結果告知は原則として、医師が行う。

２　受検者は検査申込書の控えと引換えに結果を知ることができる。

なお、検査申込書の控えがない受検者の対応は感染症対策担当または区役所地域みまもり支援センターで協議する。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、必要事項は健康福祉局長が定める。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年３月１日から施行する。